

# 品川翔英小学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめの防止のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関係者等の連携のもと、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

学校は、上記理念にのっとり、当該学校に在籍する児童の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

本基本的な方針（以下「学校の基本方針」という。）は、児童の尊厳を保持する目的のもと、学校、家庭その他の関係者等が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条1項の規程に基づき、いじめの防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

## 第1 いじめ防止基本方針の策定等

### 1 いじめ防止基本方針の策定

学校の基本方針は、下記の事項について定める。

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 学校の基本方針の評価

### 2 いじめ対策委員会の設置

(趣旨)

学校におけるいじめの防止等に関する措置を効果的に行うため、いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

校長、副校長、副校長補佐、教頭、その他の教職員、必要に応じてカウンセラーや養護教諭と専門的知識を有する第三者等により構成する。

(設置期間)

委員会は常設の委員会とする。

(所掌事項)

委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- (1) いじめの防止等に関する取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成等に関すること。
- (2) いじめの相談、通報の窓口に関すること。
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- (4) その他いじめの防止等に関すること。
- (5) いじめ事案の対応に関すること。

## 第2 いじめの防止

### 1 いじめの防止等への啓発活動

児童、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

### 2 道徳教育及び体験活動等の充実

児童に対して、いじめ防止等のために、児童の道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

### 3 教職員の資質向上に係る措置

教職員に対して、いじめの防止等のために、校内研修等により資質の向上を図る。

## 第3 いじめの早期発見

### 1 相談体制の整備

児童及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

### 2 定期的な調査とその他必要な措置

児童に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する定期的な調査その他必要な措置を講じる。

### 3 児童からの情報収集

アンケート調査や面談などで、いじめの早期発見に努める。

### 4 いじめの疑いのある事案を把握したときの措置

児童、保護者及び教職員等から、学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるとの事案が発生した場合は、速やかに事実の有無の確認を行うための措置に着手する。

## 第4 いじめへの対応

### 1 事実の有無の確認を行うための措置等

(1) 事実の有無の確認を行うための措置

必要に応じて質問票の使用や聞き取り調査等により、事実の有無の確認を行うための措置（以下「調査」という。）を行う。

(2) 学校の設置者への報告

調査結果について、学校の設置者に報告する。

### 2 いじめがあったことが確認された事案への措置

(1) いじめを受けた児童等への対応

① いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援を行う。

② 必要に応じて、いじめを受けた児童又はいじめを行った児童に対して、教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

(2) いじめを行った児童等への対応

いじめをやめさせ、また、その再発を防止するため、いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。

(3) 保護者間での情報の共有等

いじめを受けた児童の保護者と、いじめを行った児童の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するための措置やその他必要な措置を行う。

(4) 警察等の刑事司法機関との連携

いじめが犯罪行為と取り扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処するものとする。

### 3 重大事態への対処

(1) いじめ対策委員会で対応

(趣旨)

法に規定される重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために、いじめ対策委員会で対応する。

(構成)

校長、副校長、副校長補佐、教頭、カウンセラー、養護教諭、該当学年担当管理職、学年主任等

(設置期間)

重大事態に係る事実関係を明確になるまで調査を行う。

(所掌事項)

被害者とその保護者が納得する報告書の作成を行い、東京都(私学部)に報告終了まで管轄する。

(2) いじめを受けた児童および保護者への対応

調査委員会における調査を行う時には、いじめを受けた児童及び保護者に対して、事実関係等の情報を適切に提供するとともに、いじめを受けた児童及び保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応する。

(3) 学校の設置者及び東京都（私学部）への報告等

重大事件が発生したとき及び調査結果について、速やかに学校の設置者及び東京都（私学部）と連携、協力して対応を行う。

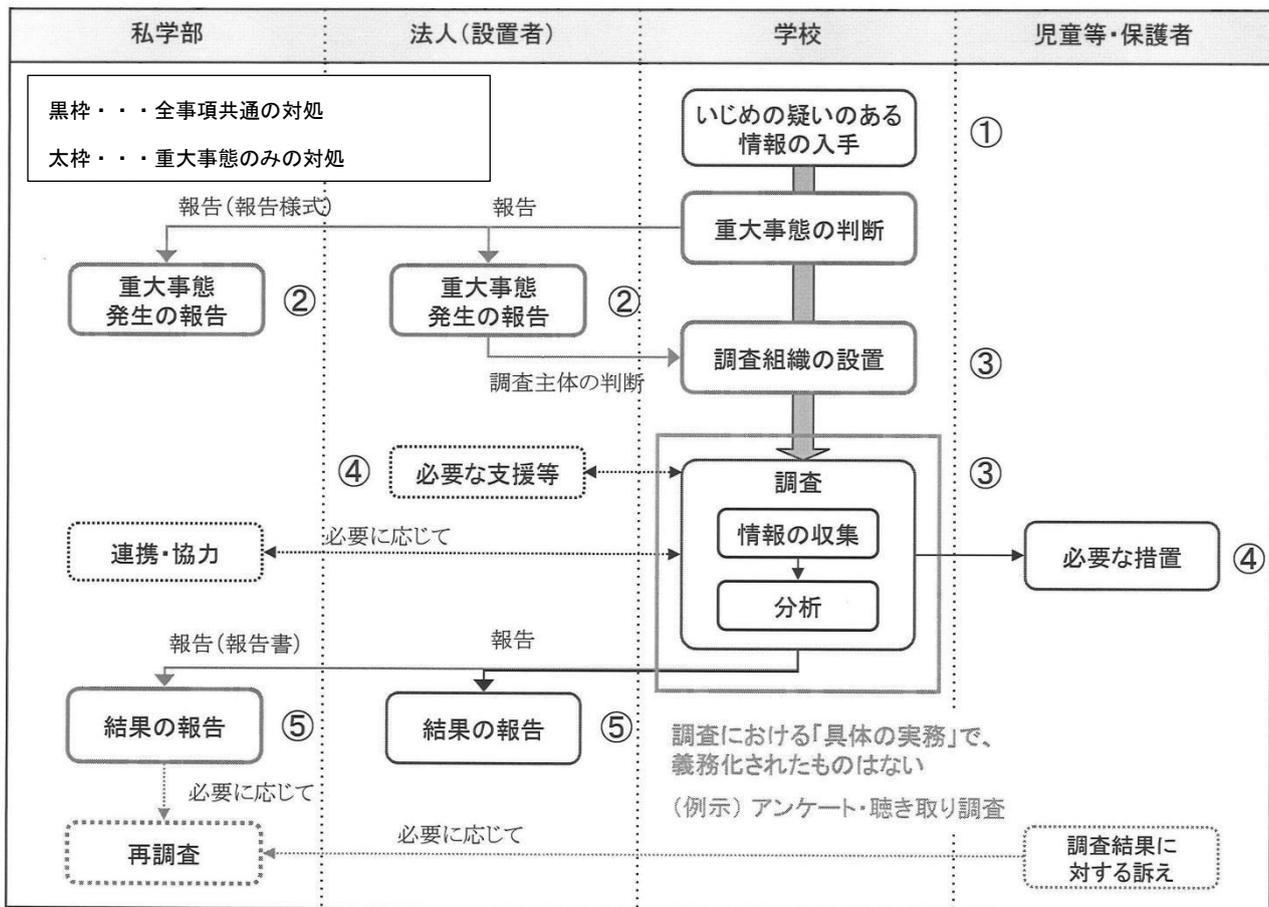
#### 4 いじめへの対処に係る流れ

学校における、いじめへの対処に係る流れについて、別紙のとおり定める。

### 第5 学校の基本方針の評価

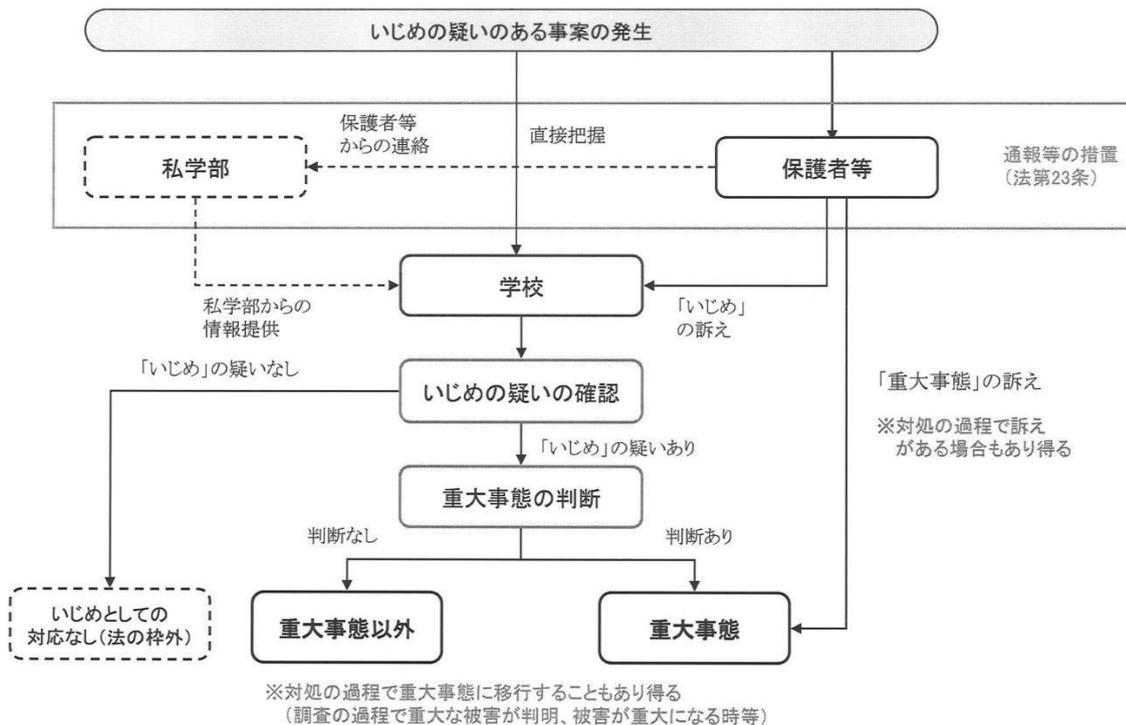
委員会を中心として、全教職員により、学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。

## いじめへの対処（おもな流れ）



## いじめへの対処（具体的な流れ）

### 【① 情報の入手と重大事態の判断】



## 【② 事態発生時の対応】

### 【重大事態】

#### 【法人への報告(法第28条)】

- 重大事態の発生について、法人に報告
- 調査組織の設置主体について検討

#### 【私学部への報告(法第31条)】

- 重大事態の発生について、私学部へ報告
- 報告の方法については、「報告様式(別紙2)」を使用

#### <報告様式>

- ・原則として、様式により報告
- ・私学部からの助言等が必要な場合に備えた構成

### 【重大事態以外】

※

重大事態以外の事案については、義務はないため、各学校の判断

※

私学部への報告は原則として不要(従前どおり)

## 【③ 事実関係を明確にするための調査】

### 【重大事態】

#### 【調査組織の設置(法第28条)】

当該事案に対処するための、調査組織を設置

#### 【調査手法等(法第28条)】

アンケートや聴き取り調査等、各学校が培ってきた、いじめに係る調査を元を実施

#### <留意点>

収集する情報は、児童生徒・保護者等、私学部(原則)に提出することを念頭に手法等を検討

#### 【法人の支援(法第31条)】

学校が調査を行う場合、調査及び情報提供に係る、必要な指導及び支援を実施

#### 【いじめを受けた疑いのある児童生徒・保護者等への情報提供】

調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(経過報告が望ましい。)

### 【重大事態以外】

※

重大事態以外の事案については、義務はないため、各学校の判断

#### 【調査手法等(法第23条)】

アンケートや聴き取り調査等、各学校が培ってきた、いじめに係る調査を元を実施

#### <補足>

調査実施後に、重大事態になる場合、当初調査で十分と判断すれば、再度の調査は不要

※

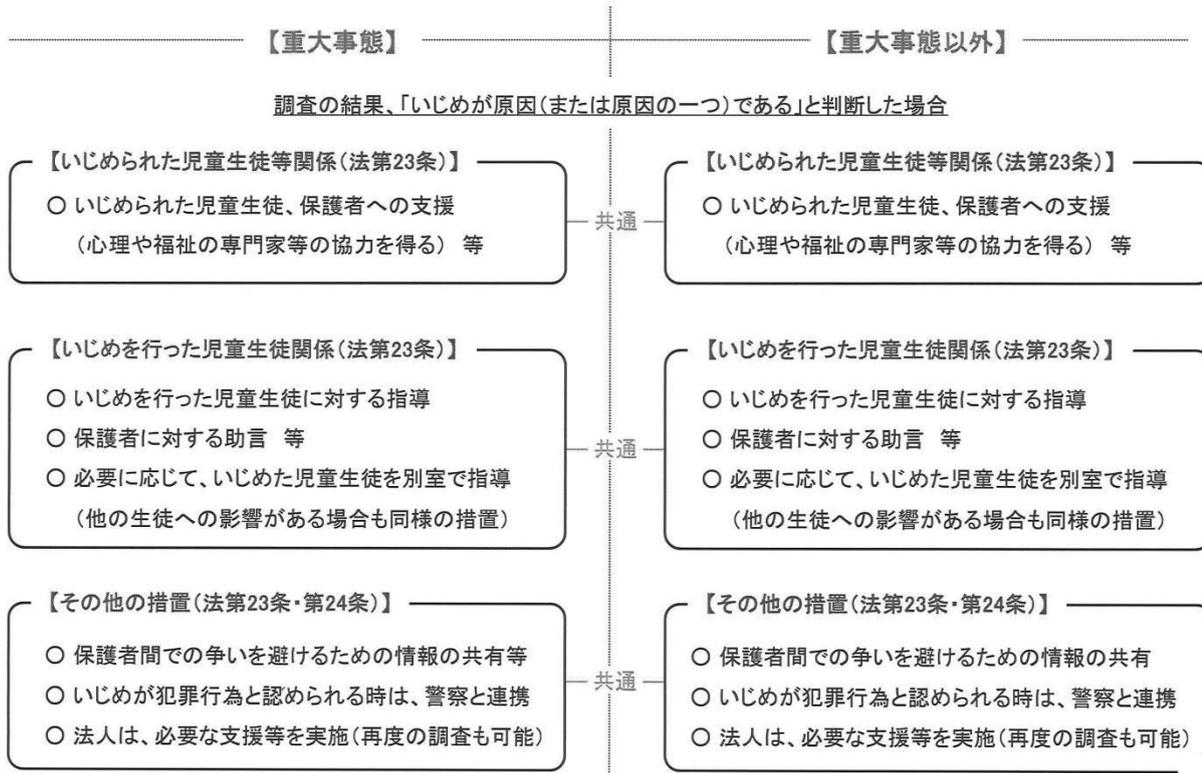
重大事態以外の事案については、義務はないため、各学校の判断

※

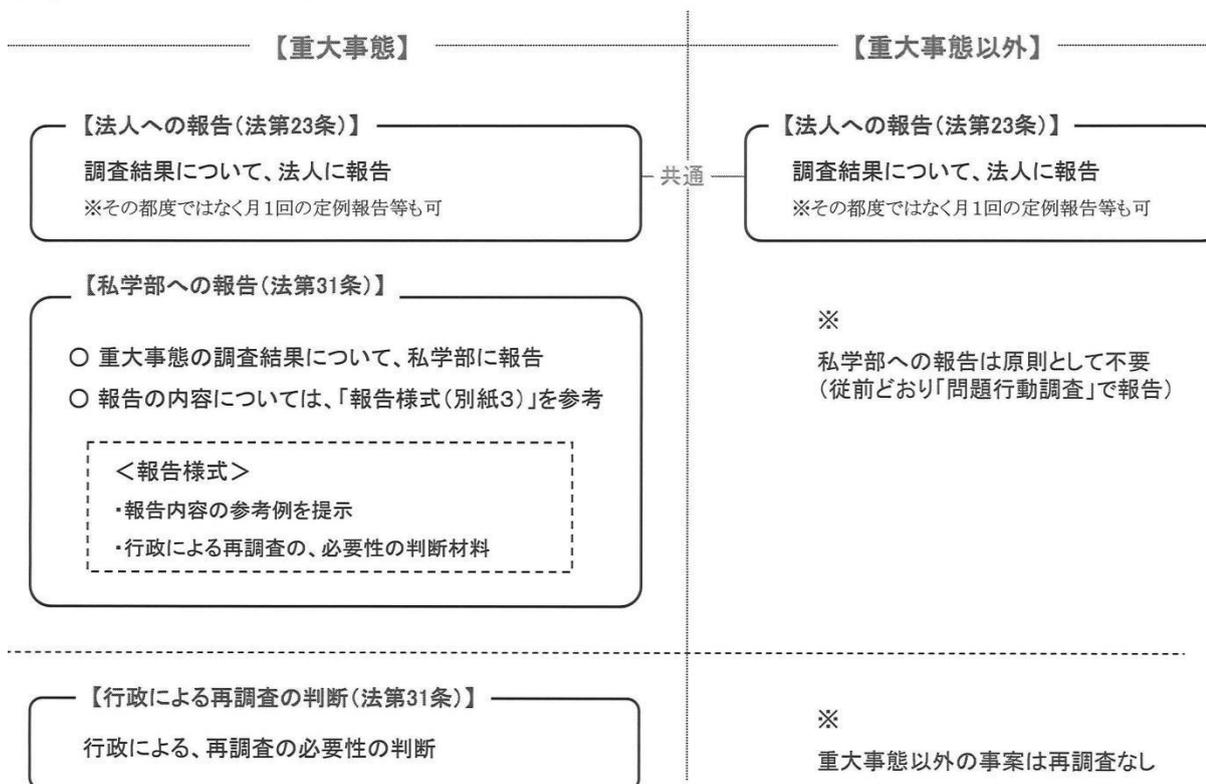
重大事態以外の事案については、義務はないため、各学校の判断

共通

## 【④ 調査結果によりいじめの事実が判明した場合の措置】



## 【⑤ 調査結果の報告】

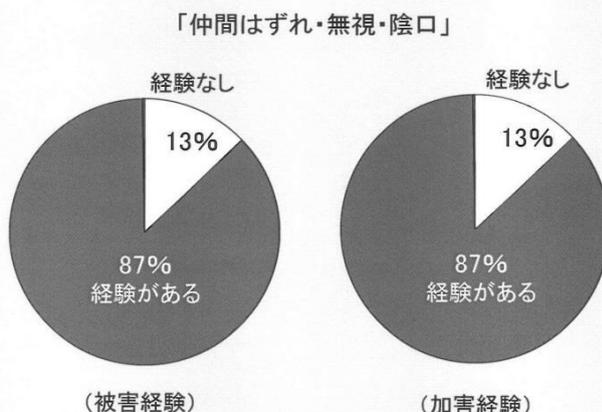


# 学校におけるいじめの防止等に関する措置 (いじめ追跡調査の結果)

## 【「いじめ追跡調査」結果(文部科学省国立教育政策研究所)】

### <調査の概要>

- ・調査区域  
大都市近郊市内の、全小中学校(公立)
- ・調査時期  
小学校4年生から中学校3年生(6年間)
- ・調査回数  
年2回の調査(計12回)



### <主な調査結果>

87%の児童生徒が、いじめの被害又は加害を経験

- 特定の児童生徒が、いじめを受ける・行っているのではなく、入れ替わりながらいじめが進行
- いじめを経験(加害・被害)した児童生徒の約4割が、継続していじめに関わっている

# 学校におけるいじめの防止等に関する措置 (いじめへの対処に係るポイント)

### 【本法における児童生徒・保護者の扱い】

いじめの被害者に寄り添った対策が講ぜられるよう留意(参院附第3条)

- 児童生徒・保護者から「重大事態に至った」と訴えがある場合は、重大事態として対応する必要
- 重大事態の定義は抽象的(例えば精神的苦痛といったもの)



### 【社会情勢】

- いじめは、社会の注目度が高く、マスコミ等に取り上げられやすい
- また、SNSの普及等により、児童生徒の情報が容易に外部の目に付きやすい



児童生徒・保護者への対応、社会通念(客観性)等を意識した対応が重要